

教弘

新教弘医療保険 α (無配当)

医療保険(14) (保険料払込中無解約返戻金型)

教職員のための
教職員だけの医療保険



2024.10改訂

教職員のニーズに応える安心保障

短期入院安心ポイント

Point 1

短期の入院にも手厚い保障! 1泊2日以上10日目までの入院で 一律10日分をお受取りいただけます

ケガや病気による入院、手術または放射線治療を保障します。
特に1泊2日以上10日以下の継続した入院をされた場合、**一律10日分**の入院給付金をお受取りいただけます。

入院11日目以降は、入院日数に応じた金額をお受取りいただけます。

Point 2

初期加算タイプの場合

入院初期の費用をカバーする 入院初期加算給付金を上乗せ!

「初期加算タイプ」をお選びいただくと、入院開始後30日目まで「入院初期加算給付金」が上乗せされます。



入院開始 30日目
1泊2日以上10日以下の継続した入院をされた場合、一律10日分の入院給付金に加えて入院初期加算給付金もお受取りいただけます。

長期入院安心ポイント

Point 3

支払限度変更特則を付加した場合

保険料払込期間満了後は、 60日から120日まで拡大!

災害・疾病入院給付金の1入院あたりの支払限度日数は、「支払限度変更日(保険料払込期間満了時、終身払は65歳時)」以降は60日から2倍の120日までに拡大します。高齢時の長期入院をより長くカバーする安心保障です。また、通算支払限度日数も1,095日と長期保障です。

Point 4

3大生活習慣病入院特則を付加した場合

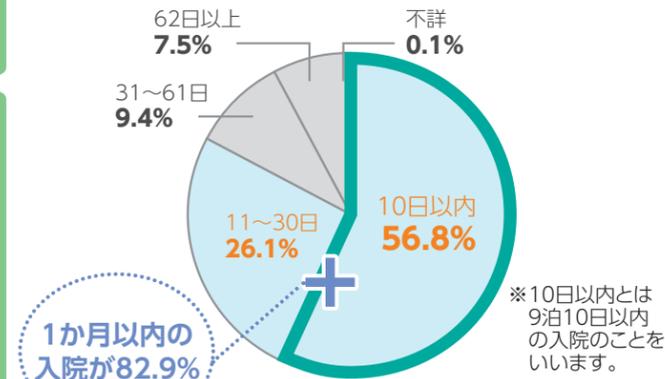
3大生活習慣病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)による入院は、 支払日数が無制限!

所定の3大生活習慣病により入院された場合、**疾病入院給付金をお支払いできる日数を無制限**としました。入院が長期化した場合でも、安心して治療に専念できます。

入院日数って、どのくらい? 費用はいくらかかるの?

近年、入院日数は短期化の傾向にあります。
しかし、入院日数にかかわらず入院初期にはさまざまな費用の自己負担が発生します。

■病気やケガによる平均入院日数(男女)



2人に1人が
10日以内に退院されています。

出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」をもとに
ジブラルタ生命にて算出(表示単位未満四捨五入)
(注)端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります。

■医療費以外にかかる費用(例)

- 差額ベッド代
- 入院時の食事代の一部負担
- 入院時に使用する日用品(パジャマ、タオル、洗面用具、テレビ使用料など)
- 書籍(本・雑誌・新聞など)
- お見舞時のご家族の交通費・食事代
- 快気祝いのための費用

入院費の自己負担費用(男性)

平均約**19.8万円**

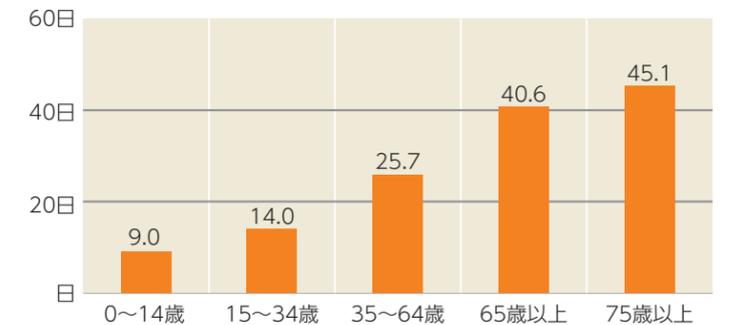
※過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人の平均
※治療費・食事代・差額ベッド代などを含む
高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

出典：生命保険文化センター 令和4年度「生活保障に関する調査」

年齢によって 入院日数は どのくらい違うの?

入院日数(在院期間)は
高齢になるほど長期化する
傾向にあります。

■年齢階級別にみた退院患者の平均入院日数(病院)(男女)

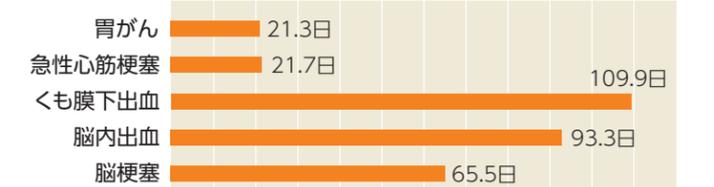


出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」

3大生活習慣病による入院日数は どのくらい?

入院日数が短期化傾向にある一方で、
3大生活習慣病の入院は
長期にわたることがあります。

■3大生活習慣病による退院患者の平均入院日数(男性)



0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 (日)

出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」

教職員の皆さまのご意見を取り入れた、教職員のための医療保険

保障内容例

新教弘医療保険α初期加算タイプ 保険期間:終身 基本入院給付金日額:5,000円

	お支払事由	お支払額	お支払限度	
入院	ケガで入院 [災害入院給付金]	1泊2日以上10日以下の入院 一律10日分 50,000円 基本入院給付金日額×10	1入院につき60日・120日(*1)、 通算1,095日	
	病気で入院 [疾病入院給付金]	入院11日目以降 1日につき 5,000円 基本入院給付金日額×入院日数	1入院につき60日・120日(*1)、 通算1,095日 3大生活習慣病による場合(*1)、 1入院・通算ともに無制限	
	+ 入院初期加算給付金 (入院開始後30日目まで)	災害入院給付金または疾病入院給付金の支払 られる入院をしたとき	一律10日分 50,000円 基本入院給付金日額×10 入院11日目以降 1日につき 5,000円 基本入院給付金日額×入院日数	災害・疾病入院給付金それぞれ について 1入院につき30日、 通算540日
手術	入院中の手術 [手術・放射線治療給付金]	1泊2日以上継続入院中に、公的医療保険の 対象となる手術を受けたとき	1回につき 10万円 基本入院給付金日額×20	お支払回数は無制限
	外来・日帰り入院(*2)での手術 [手術・放射線治療給付金]	外来・日帰り入院で、公的医療保険の対象となる 手術を受けたとき	1回につき 2.5万円 基本入院給付金日額×5	お支払回数は無制限
	放射線治療 [手術・放射線治療給付金]	公的医療保険の対象となる放射線治療を受け たとき	1回につき 5万円 基本入院給付金日額×10	お支払回数は無制限 (ただし、60日の間に1回を限度)
ドナー	骨髄・末梢血ドナーとして手術 [骨髄・末梢血幹細胞採取給付金]	責任開始日からその日を含めて1年経過以後 に、骨髄・末梢血幹細胞採取手術を受けたとき	10万円 基本入院給付金日額×20	保険期間を通じて1回のみ

*1 「新教弘医療保険α」には「3大生活習慣病入院特則」「支払限度変更特則」が付加されていますので、3大生活習慣病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)による入院は、支払日数無制限で疾病入院給付金をお受取りになれます。また、1入院あたりの支払限度日数は「支払限度変更日(保険料払込期間満了時、終身払は65歳時)」以後、60日から2倍の120日まで拡大します。(「3大生活習慣病入院特則」「支払限度変更特則」を付加しない「新教弘医療保険αシンプルタイプ」もあります。)
*2 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、お支払事由に該当する入院かどうかについて、当社では入院基本料のお支払いの有無等を参考にして判断します。

お支払い例

(左記の保障内容例の場合)

ケース1

35歳のとき、大腿骨骨折で
30日間入院および
手術をされた場合



災害入院給付金 **15万円**
入院初期加算給付金 **15万円**
手術・放射線治療給付金 **10万円**
お支払合計額 **40万円**

ケース2

50歳のとき、脳内出血で
150日間入院および
手術をされた場合



疾病入院給付金 **75万円**
入院初期加算給付金 **15万円**
手術・放射線治療給付金 **10万円**
お支払合計額 **100万円**

選べるオプション

5大生活習慣病特約(14)

がん(悪性新生物)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患による入院・手術保障を充実させるための特約です。*3

就労不能障害特約

万が一所定の就労不能障害状態となり働けなくなったとき、一時金で収入をサポートする特約です。

特定損傷特約

骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療に備えるための特約です。

がん診断一時金特約(14)

がんの治療に備えるための特約です。

先進医療特約

全額自己負担となる先進医療の技術にかかわる費用に備えるための特約です。

疾病障害による保険料払込免除特約

疾病により所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みが免除になる特約です。

お客様のニーズにあわせて
4つの保障のタイプから
お選びください

	①*4 新教弘医療保険α 初期加算タイプ	②*4 新教弘医療保険α	③ 新教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ	④ 新教弘医療保険α シンプルタイプ
災害入院給付金・疾病入院給付金	●	●	●	●
3大生活習慣病による支払日数無制限*5	●	●	—	—
1入院の支払限度の変更(60日⇒120日)	●	●	—	—
入院初期加算給付金	●	—	●	—
手術・放射線治療給付金	●	●	●	●
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	●	●	●	●
保険期間	終身	終身	終身	終身・定期

*4 「新教弘医療保険α」(①・②)には、「3大生活習慣病入院特則」と「支払限度変更特則」が付加されています。
*5 「3大生活習慣病による支払日数無制限」は、「疾病入院給付金」が対象となります。

*3 「支払限度変更特則」が付加された場合、「5大生活習慣病入院給付金」の支払限度も変更されます。
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保険料例(月払・団体扱[B]) 男性 保険期間：終身 基本入院給付金日額：5,000円

(2024年10月1日現在)

①新教弘医療保険α初期加算タイプ

保険料 払込期間	契約年齢						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	4,500円	5,430円	6,785円	8,835円	12,290円	19,155円	—
65歳満了	4,030円	4,765円	5,785円	7,220円	9,415円	13,045円	20,140円

②新教弘医療保険α

保険料 払込期間	契約年齢						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	3,150円	3,805円	4,755円	6,190円	8,610円	13,415円	—
65歳満了	2,820円	3,330円	4,045円	5,055円	6,585円	9,120円	14,075円

③新教弘医療保険αシンプル・初期加算タイプ

保険料 払込期間	契約年齢						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	4,220円	5,070円	6,300円	8,160円	11,310円	17,565円	36,025円
65歳満了	3,795円	4,460円	5,385円	6,690円	8,690円	11,985円	18,425円

④新教弘医療保険αシンプルタイプ

保険料 払込期間	契約年齢						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	2,875円	3,445円	4,270円	5,520円	7,630円	11,820円	24,200円
65歳満了	2,585円	3,025円	3,645円	4,525円	5,855円	8,060円	12,355円

ご契約に際しての留意事項

- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、1泊2日以上入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払いします。
- 同一または医学上重要な関係がある疾病によって1泊2日以上入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払いします。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が1泊2日以上10日以下の場合は、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複してお支払いしません。
- 同じ日に2つ以上の手術を受けた場合は、お支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 次の手術については、公的医療保険の手術料の算定対象となる手術であってもお支払対象外となります。

・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・抜歯手術 ・外耳道異物除去術 ・鼻内異物摘出術 ・骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 ・涙点の閉鎖術 ・分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(陰壁)裂創縫合術
・鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

- 放射線治療を受けられた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けられたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として手術・放射線治療給付金をお支払いします。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けられたものとみなします。
- 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金は保険期間を通じて1回の給付を限度とし、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後の手術に対してお支払いしません。また骨髄幹細胞・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、お支払いの対象となりません。
- この保険には、下記の特則を付加することができます。

名称	内容	留意事項
3大生活習慣病入院特則	3大生活習慣病の治療を目的とした入院については、疾病入院給付金のお支払限度はないものとして取り扱います。	この特則のみを解約することはできません。
支払限度変更特則	災害入院給付金および疾病入院給付金の1入院のお支払限度が支払限度変更日以後、60日から120日に変更されます。	

- この保険には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険期間「終身」の場合、保険料払込期間満了後の解約返戻金は「基本入院給付金日額の10倍」となります。
- この保険には死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡され解約返戻金がある場合には解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。
- この保険には満期保険金はありません。
- 契約者貸付、保険料の自動振替貸付、保険期間・保険料払込期間の変更、払済保険・延長定期保険への変更のお取扱いはできません。
- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無償です。

ご加入資格

公益財団法人日本教育公務員弘済会の会員の方のうち、学校、その他の教育機関に勤務する教職員及びこれに準ずる方で、満60歳以下の方。

ご契約の際には「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- 「契約概要」は、ご契約のお申込みを検討いただく際に保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
「ご契約のしおり・約款」記載事項の例／◆契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について ◆健康状態・職業などの告知義務について
◆保険金・給付金などを支払わない場合または保険料のお払込みを免除できない場合について ◆解約と解約返戻金について
◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険です。

「保険種類のご案内」は最寄りの営業所にごございますので当社のライフプラン・コンサルタントにお尋ねください。

■パンフレットに記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内での取扱いとなります。

■当社のライフプラン・コンサルタントは、お客様と当社の保険契約締結の媒介をする者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって生命保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター 教職員のお客様 0120-37-9419 通話料無料
一般のお客様 0120-37-2269

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。